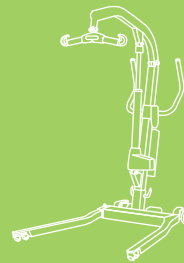


移動用リフトガイド

移動用リフトは、自力での移動や移乗が困難な人のために身体または車いすごとを持ち上げるための福祉用具です。抱え上げ介護をしないノーリフティングポリシーのもと、安全安心な介護を実現するために大切な福祉用具です。



移動用リフトの主な種類

ベッドから車いす、ベッドからトイレ、浴室や玄関・アプローチなど移動用リフトにはシーンや用途に応じてさまざまな種類があります。

ベッド固定式リフト

リフト本体をベッド周辺に固定し、ベッドと車いす間、ベッドとポータブルトイレ間などへの移乗の際に使用されます。ベッド設置式リフトとも呼ばれます。



据え置き式リフト

走行用のレールを部屋内に組み立て、部屋内の移乗を行います。住宅工事は不要です。ベッド固定式リフトなどよりも比較的長い距離の移乗が可能です。



床走行式リフト

キャスター付で床を移動できるリフトです。ベッド周辺のみであればベッド固定式リフトの方が使いやすいといえますが、複数の場所を使う場合は床走行式リフトの方が便利です。



段差解消機

玄関や縁側、アプローチなどに設置し、上下に昇降することによって車いすに乗ったままでも安全に段差を解消するリフトです。スロープの設置が難しい場合などに便利です。



昇降座椅子

座椅子タイプのリフトで、座面が電動で昇降することによって床からの立ち座りをサポートします。



入浴用リフト

浴槽に設置して座面が電動で昇降することにより、浴槽内での立ち座りを安全にサポートするリフトです。



移動用リフトの重要性

介護の負担を大きく軽減しながら、ご利用者さまの身体への負担も少なく安全な移乗をサポートする移動用リフトは、ノーリフティングポリシーの広まりにより近年ますます重要性が高まっています。

ノーリフティングポリシーとは

1990年代の終わり頃よりオーストラリアでは看護師の腰痛予防対策のために危険や苦痛をしばしば伴う人力による抱え上げ介護を禁止とし、適切な福祉用具の使用による移乗の推進が提言され義務付けられるようになりました。これがノーリフティングポリシーです。

その後、ノーリフティングポリシーは国際的な広がりを見せ、2012年にはISO(国際標準化機構)が人力による移乗介助を原則禁止とし、適切な福祉用具の使用による移乗を推奨するガイドラインを作成しました。このように抱え上げ介護の禁止に向けて国際的な環境整備が進んできており、ノーリフティングポリシーは世界的な潮流になっていることは間違いありません。

我が国の動きを見ると、2013年に厚生労働省が、腰痛が多発している社会福祉施設における介護作業などを念頭に『職場における腰痛予防対策指針』を改訂し、人力による抱え上げは原則として行わず移乗時にはリフトなどの積極利用を提唱し、その適用対象を福祉・医療分野などにおける介護・看護作業全般に広げました。ここにきて国内においてもノーリフティングポリシーへの環境整備が徐々に進んできています。

このように、ご利用者さまと介護者さま双方の安全と安心を実現するために移動用リフトなどの福祉用具の重要性がますます高まっています。